

V 契約の変更および終了

33 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

35 需給契約の消滅

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。この場

合には、当社は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

ロ 37（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ニ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものといたします。

ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを廃止期日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

36 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき、該当料金

の10パーセントを割増したものと適用し、これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設された供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者から託送約款等にもとづき工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(2) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力分（増加後に減少される場合で、減少される契約電力分が増加された契約電力分を上回るときは、増加された契約電力分といたします。）につき、該当料金の10パーセントを割増したものと適用し、これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また、供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約電力分が増加された契約電力分を上回るときは、増加された契約電力分といたします。）について、当社が、当該一般送配電事業者から託送約款等にもとづき工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(3) 料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少しようとされる場合とは、需給契約を新たに設定し、または契約負荷設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合またはお客さまが契約負荷設備の総容量を減少しようとされる場合もしくは協議によって契約電力を減少しようとされる場合といたします。

37 解 約 等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
- イ お客さまが26（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
- ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ この供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまがその他この供給条件および料金表に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、35（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。